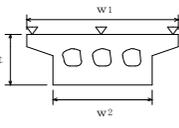
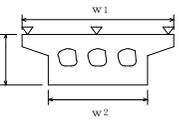
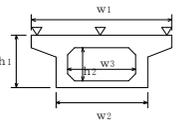
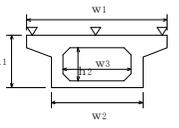
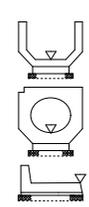
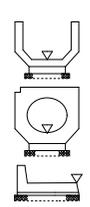
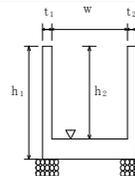
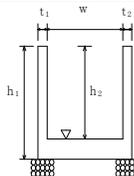
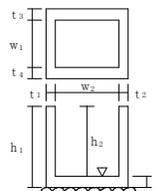
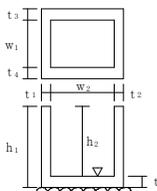
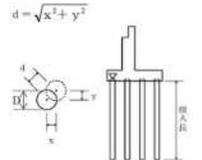
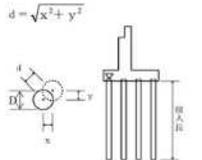
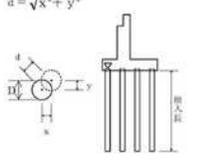
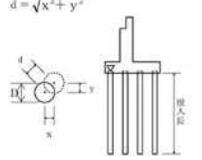
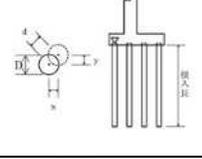
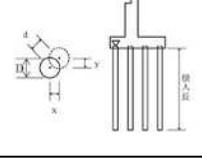
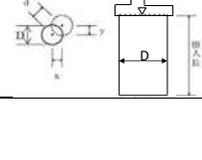
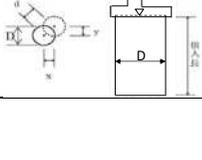


改定 (赤→改定)										現行 (青→改定及び修正箇所)										改定理由					
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の見点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。				1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は道路中心線および端部で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の見点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。				重複	
						法長ℓ	-200																		
						幅w	-100																		
1 共通編	3 無筋鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の長さ n: 10本程度とする φ: 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりには、コンクリート標準示方書(設計編:標準7編2章2.1)参照。但し、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部注1)重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋を含む)の鉄筋については、第3編2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工及び重要構造物である内空面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。				1 共通編	3 無筋鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の長さ n: 10本程度とする φ: 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりには、コンクリート標準示方書(設計編:標準7編2章2.1)参照。但し、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部注1)重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋を含む)の鉄筋については、第3編2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工及び重要構造物である内空面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。				誤記 図漏れ		
						かぶり t	φかつ最小かぶり以上																		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基 基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6	小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基 基礎1基毎				ICT		
						基礎	幅W(D)										-30								
							高さ h										-30								
根入れ長	設計値以上																								
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1箇所測定。 1箇所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	7	防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1箇所測定。 1箇所/1施工箇所				ICT
						基礎	高さ h	-30																	
							パイプ取付高 H	+30																	
		-20																							

改定 (赤…改定)										現行 (青…改定及び修正箇所)										改定理由			
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎 幅 w 高さ h ビーム取付高 H	-30 -30 +30 -20	1箇所/施工延長40m 40m以下のものは、2箇所/1施工箇所 1箇所/1施工箇所				3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎 幅 w 高さ h ビーム取付高 H	-30 -30 +30 -20	1箇所/施工延長40m 40m以下のものは、2箇所/1施工箇所 1箇所/1施工箇所			ICT
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎 幅 w 高さ h 延長 L ケーブル取付高 H	-30 -30 -100 +30 -20	1箇所/1基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 1箇所/1施工箇所		※ワイヤロープ式防護柵にも適用する		3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎 幅 w 高さ h 延長 L ケーブル取付高 H	-30 -30 -100 +30 -20	1箇所/1基礎毎 1箇所/1施工箇所		※ワイヤロープ式防護柵にも適用する	ICT
3	2	3	10		道路附属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1箇所/10本 10本以下の場合は、2箇所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			3	2	3	10		道路附属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1箇所/10本 10本以下の場合は、2箇所測定。			ICT	
3	2	3	13		ポストテンション 桁製作工	幅(上) w ₁ 幅(下) w ₂ 高さ h 桁長 ℓ 支間長 横方向最大タワミ	+10 -5 ±5 +10 -5 ℓ<15…±10 ℓ≥15 …±(ℓ-5) かつ-30mm以内 0.8ℓ	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。			3	2	3	13	1	ポストテンション 桁製作工	幅(上) w ₁ 幅(下) w ₂ 高さ h 桁長 ℓ 支間長 横方向最大タワミ	+10 -5 ±5 +10 -5 ℓ<15…±10 ℓ≥15 …±(ℓ-5) かつ-30mm以内 0.8ℓ	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。			注) 漏れ	

改定 (赤…改定)										現行 (青…改定及び修正箇所)										改定理由				
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
3	2	3	14	1	プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	桁長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。				3	2	3	13	2	プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	桁長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。				条・枝番の修正
						断面の外形寸法	—											断面の外形寸法	—					
3	2	3	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15$ $\dots \pm (\ell - 5)$	桁全数について測定。横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ℓ : 支間長 (m)				3	2	3	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15$ $\dots \pm (\ell - 5)$	桁全数について測定。横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ℓ : 支間長 (m)				条・枝番の修正
						支間長	$\dots \pm (\ell - 5)$											支間長	$\dots \pm (\ell - 5)$					
3	2	3	15		PCホロースラブ製作工	基準高 ∇	± 20	桁全数について測定。基準高は、1径間当たり2箇所 (支点付近) で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)				3	2	3	15		PCホロースラブ製作工	基準高 ∇	± 20	桁全数について測定。基準高は、1径間当たり2箇所 (支点付近) で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)				注) 漏れ
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$											幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$					
3	2	3	16	1	PC箱桁製作工	基準高 ∇	± 20	桁全数について測定。基準高は、1径間当たり2箇所 (支点付近) で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)				3	2	3	16	1	PC箱桁製作工	基準高 ∇	± 20	桁全数について測定。基準高は、1径間当たり2箇所 (支点付近) で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)				注) 漏れ
						幅 (上) w_1	$-5 \sim +30$											幅 (上) w_1	$-5 \sim +30$					

改定 (赤…改定)										現行 (青…改定及び修正箇所)										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			ICT
						延長 L	-50										1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。					
3	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			3	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎			ICT
						厚さ t ₁ , t ₂	-20															
						幅 w	-30															
						高さ h ₁ , h ₂	-30															
						延長 L	-50															
3	2	3	30		集水樹工	基準高 ▽	±30	1施工箇所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			3	2	3	30		集水樹工	基準高 ▽	±30	1施工箇所毎 ※は、現場打部分のある場合			ICT
						※厚さ t ₁ ~ t ₅	-20															
						※幅 w ₁ , w ₂	-30															
						※高さ h ₁ , h ₂	-30															
3	2	3	31		現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。 ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。			3	2	3	31	現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。		修正		

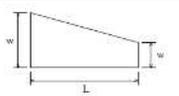
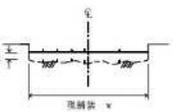
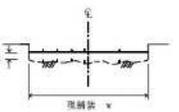
改定 (赤…改定)										現行 (青…改定及び修正箇所)										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 施工延長20mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			表記統一のため修正
						根入長	設計値以上															
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内															
						傾斜	1/100以内															
3	2	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			3	2	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			ICT
						根入長	設計値以上															
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内															
						傾斜	1/100以内															
3	2	4	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			3	2	4	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			表記統一のため修正
						根入長	設計値以上															
						偏心量 d	100以内															
						傾斜	1/100以内															
3	2	4	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。			3	2	4	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。			表記統一のため修正
						根入長	設計値以上															
						偏心量 d	150以内															
						傾斜	1/50以内															
3	2	6	6		橋面防水工（シート系床版防水層）	シートの重ね幅	-20～+50	標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認			3	2	6	6	1	橋面防水工（シート系新規設定床版防水層）	シートの重ね幅	-20～+50	標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認			表記統一のため修正

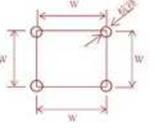
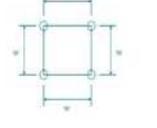
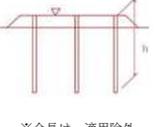
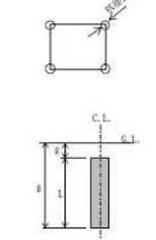
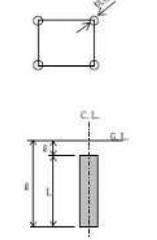
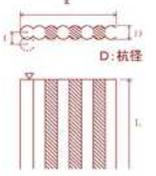
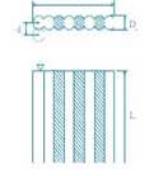
改定 (赤…改定)										現行 (青…改定及び修正箇所)										改定理由									
編	章	節	条	技 番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	技 番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	概要						
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均											個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均									
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。			3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) (粒調整路盤工) (粒調整を含む) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。								粒調整Feを 削除
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ 幅 基準高▽	-25 -50 ±20	-8 — —	基準高、幅は延長20m毎に1箇所 の割とし、基準高は道路中心線お よび端部で測定。厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取もしく は掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」の規定による測 点の管理方法を用いることができ る。	厚さは、個々の測定値が10個に 9個以上の割合で規格値を満足し なければならないとともに、10個 の測定値の平均値(X10)について満 足しなければならない。ただし、 厚さのデータ数が10個未満の場合 は測定値の平均値は適用しない。		3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ 幅 基準高▽	-25 -50 ±20	-8 — —	基準高、幅は延長20m毎に1箇所 の割とし、基準高は道路中心線お よび端部で測定。厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取もしく は掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」の規定による測 点の管理方法を用いることができ る。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場 合は、他の方法によることが出来 る。	厚さは、個々の測定値が10個に 9個以上の割合で規格値を満足し なければならないとともに、10個 の測定値の平均値(X10)について満 足しなければならない。ただし、 厚さのデータ数が10個未満の場合 は測定値の平均値は適用しない。						修正	
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ 幅 基準高▽	-15 -50 ±20	-5 — —	基準高、幅は延長20m毎に1箇所 の割とし、基準高は道路中心線お よび端部で測定。厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取して測 定。 「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」の規定による測 点の管理方法を用いることができ る。	厚さは、個々の測定値が10個に9 個以上の割合で規格値を満足しな ければならないとともに、10個の 測定値の平均値(X10)について満 足しなければならない。ただし、 厚さのデータ数が10個未満の場合 は測定値の平均値は適用しない。		3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ 幅 基準高▽	-15 -50 ±20	-5 — —	基準高、幅は延長20m毎に1箇所 の割とし、基準高は道路中心線お よび端部で測定。厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取して測 定。 「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」の規定による測 点の管理方法を用いることができ る。						厚さの注 釈漏れ		

改定 (赤…改定)										現行 (青…改定及び修正箇所)										改定理由					
編	章	節	条	技 番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	技 番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要		
							個々の測定値 (X)	10個の測定 値の平均 (X10) *面管理の場 合は測定値 の平均											個々の測定値 (X)	10個の測定 値の平均 (X10) *面管理の場 合は測定値 の平均					
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工	厚さ	-25	-8	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の 割とし、基準高は道路中心線およ び端部で測定。厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取もしくは 掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」の規定による測 定の管理方法を用いることができ る。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場 合は、他の方法によることが出来 る。		3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工	厚さ	-25	-8	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の 割とし、基準高は道路中心線およ び端部で測定。厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取もしくは 掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」の規定による測 定の管理方法を用いることができ る。	厚さは、個々の測定値が10個に 9個以上の割合で規格値を満足し なければならないとともに、10個 の測定値の平均値(X10)について満 足しなければならない。ただし、 厚さのデータ数が10個未満の場合 は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場 合は、他の方法によることが出来 る。			誤記
						幅	-50	-										幅	-50	-					
						基準高▽	±20	-										基準高▽	±20	-					
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	-15	-5	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の 割とし、基準高は道路中心線およ び端部で測定。厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取して測 定。 「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」の規定による測 定の管理方法を用いることができ る。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場 合は、他の方法によることが出来 る。		3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	-15	-5	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の 割とし、基準高は道路中心線およ び端部で測定。厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取して測 定。 「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」の規定による測 定の管理方法を用いることができ る。	厚さは、個々の測定値が10個に 9個以上の割合で規格値を満足し なければならないとともに、10個 の測定値の平均値(X10)について満 足しなければならない。ただし、 厚さのデータ数が10個未満の場合 は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場 合は、他の方法によることが出来 る。			誤記
						幅	-50	-										幅	-50	-					
						基準高▽	±20	-										基準高▽	±20	-					
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-3	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の 割とし、基準高は道路中心線およ び端部で測定。厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取して測 定。 「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」の規定による測 定の管理方法を用いることができ る。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場 合は、他の方法によることが出来 る。		3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-3	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の 割とし、基準高は道路中心線およ び端部で測定。厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取して測 定。 「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」の規定による測 定の管理方法を用いることができ る。	厚さは、個々の測定値が10個に 9個以上の割合で規格値を満足し なければならないとともに、10個 の測定値の平均値(X10)について満 足しなければならない。ただし、 厚さのデータ数が10個未満の場合 は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場 合は、他の方法によることが出来 る。			誤記
						幅	-25	-										幅	-25	-					
						基準高▽	±20	-										基準高▽	±20	-					
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-2	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の 割とし、基準高は道路中心線およ び端部で測定。厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取して測 定。 「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」の規定による測 定の管理方法を用いることができ る。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場 合は、他の方法によることが出来 る。 維持工事においては、平坦性の 項目を省略することができる。		3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-2	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の 割とし、基準高は道路中心線およ び端部で測定。厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取して測 定。 「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」の規定による測 定の管理方法を用いることができ る。	厚さは、個々の測定値が10個に 9個以上の割合で規格値を満足し なければならないとともに、10個 の測定値の平均値(X10)について満 足しなければならない。ただし、 厚さのデータ数が10個未満の場合 は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場 合は、他の方法によることが出来 る。 維持工事においては、平坦性の 項目を省略することができる。			誤記
						幅	-25	-									幅	-25	-						
						平坦性	-	3mプロファイル ルメーター (a) 2.4mm 以下 直読式(足 付き) (a) 1.75mm以下										平坦性	-	3mプロファイル ルメーター (a) 2.4mm 以下 直読式(足 付き) (a) 1.75mm以下					
						基準高▽	±20	-										基準高▽	±20	-					

改定 (赤…改定)														現行 (青…改定及び修正箇所)														改定理由
編	章	節	条	技 術 番 号	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	技 術 番 号	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由				
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均											個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均								
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	+0	-	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは各車線80m毎に1箇所を掘り起こして測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	+0	-	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは各車線80m毎に1箇所を掘り起こして測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	誤記					
						厚さ	-45	-15										厚さ	-45	-15								
						幅	-50	-										幅	-50	-								
3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-8	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは各車線80m毎に1箇所を掘り起こして測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-8	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは各車線80m毎に1箇所を掘り起こして測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	誤記					
						幅	-50	-										幅	-50	-								
						基準高▽	±20	-										基準高▽	±20	-								
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	+0	-	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは各車線80m毎に1箇所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	+0	-	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは各車線80m毎に1箇所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	誤記					
						厚さ	-45	-15										厚さ	-45	-15								
						幅	-50	-										幅	-50	-								
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-8	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは各車線80m毎に1箇所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-8	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは各車線80m毎に1箇所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	厚さの注釈を工種毎に明記					
						幅	-50	-										幅	-50	-								
						基準高▽	±20	-										基準高▽	±20	-								
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-5	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは、1,000 m ² に1箇所の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-5	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは、1,000 m ² に1箇所の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	厚さとコア採取の注釈を工種毎に明記					
						幅	-50	-										幅	-50	-								
						基準高▽	±20	-										基準高▽	±20	-								

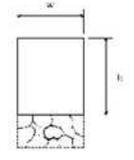
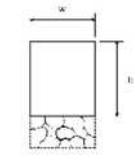
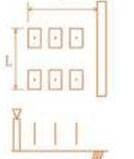
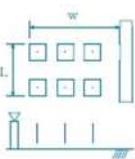
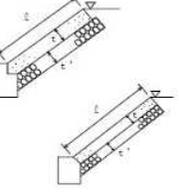
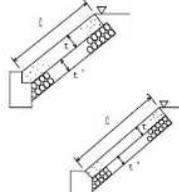
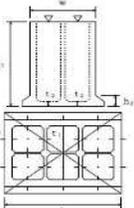
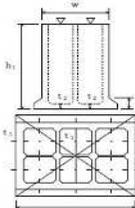
改定 (赤…改定)										現行 (青…改定及び修正箇所)										改定理由				
編	章	節	条	技 番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	技 番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
							個々の測定値 (X)	10個の測定 値の平均 (X10) *面管理の場 合は測定値 の平均											個々の測定値 (X)	10個の測定 値の平均 (X10) *面管理の場 合は測定値 の平均				
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-3	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の 割とし、基準高は道路中心線およ び端部で測定。厚さは、1,000 m に1箇所の割でコアを採取して測 定。 「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」の規定による測 点の管理方法を用いることができ る。	厚さは、個々の測定値が10個に 9個以上の割合で規格値を満足し なければならないとともに、10個 の測定値の平均値(X10)について 満足しなければならない。ただ し、厚さのデータ数が10個未満の 場合は測定値の平均値は適用しな い。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場 合は、他の方法によることが出来 る。	3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-3	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の 割とし、基準高は道路中心線およ び端部で測定。厚さは、1,000 m に1箇所の割でコアを採取して測 定。 「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」の規定による測 点の管理方法を用いることができ る。	厚さとコ ア採取の 注釈を工 種毎に明 記			
幅	-25	-	厚 さ	-25	-																			
基準高▽	±20	-	基準高▽	±20	-																			
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	+0	-	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の 割とし、基準高は道路中心線およ び端部で測定。厚さは各車線80m 毎に1箇所を掘り起こして測定。	厚さは、個々の測定値が10個に 9個以上の割合で規格値を満足し なければならないとともに、10個 の測定値の平均値(X10)について 満足しなければならない。ただ し、厚さのデータ数が10個未満の 場合は測定値の平均値は適用しな い。	3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	+0	-	基準高は、延長20m毎に1箇所の割 とし、道路中心線および端部で測 定。 厚さは各車線80m毎に1箇所を掘り 起こして測定。 幅は、延長40m毎に1箇所の割に測 定。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場 合は、他の方法によることが出来 る。	誤記			
厚 さ	-45	-15	厚 さ	-45	-15																			
幅	-50	-	幅	-50	-																			
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-8	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の 割とし、基準高は道路中心線およ び端部で測定。厚さは各車線80m 毎に1箇所を掘り起こして測定。	厚さは、個々の測定値が10個に 9個以上の割合で規格値を満足し なければならないとともに、10個 の測定値の平均値(X10)について 満足しなければならない。ただ し、厚さのデータ数が10個未満の 場合は測定値の平均値は適用しな い。	3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-8	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の 割とし、基準高は道路中心線およ び端部で測定。厚さは各車線80m 毎に1箇所を掘り起こして測定。	厚さの注 釈を工種 毎に明記			
幅	-50	-	幅	-50	-																			
基準高▽	±20	-	基準高▽	±20	-																			

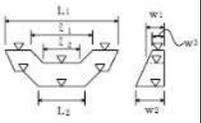
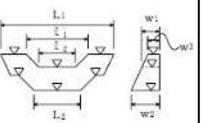
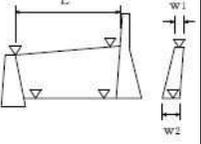
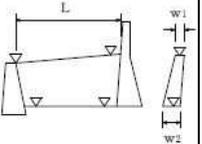
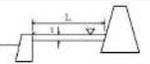
改定 (赤…改定)														現行 (青…改定及び修正箇所)														改定理由
編	章	節	条	技 番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	技 番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要					
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均											個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均								
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-5	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは、1,000 m ² に1箇所の割でコアを採取して測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-5	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは、1,000 m ² に1箇所の割でコアを採取して測定。			厚さとコア採取の注釈を工種毎に明記				
						幅	-50	-										幅	-50	-								
						基準高▽	±20	-										基準高▽	±20	-								
3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-3	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは、1,000 m ² に1箇所の割でコアを採取して測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-3	基準高、幅は延長20m毎に1箇所の割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは、1,000 m ² に1箇所の割でコアを採取して測定。			厚さとコア採取の注釈を工種毎に明記				
						幅	-25	-										幅	-25	-								
						基準高▽	±20	-										基準高▽	±20	-								
3	2	6	16		舗装打換え工	路盤工	幅 W	-30	各層毎1ヶ所/1施工箇所			3	2	6	16		舗装打換え工	路盤工	幅 W	-30	路盤工舗装工各層毎、それぞれの工種の基準に従うこと。			修正				
							延長L	-50	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。										延長L	-50	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。							
						舗設工	幅 W	-10										舗設工	幅 W	-10								
							延長L	-50											延長L	-50								
							厚さ t	該当工種											厚さ t	該当工種								
3	2	6	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	-9	-	厚さは20m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。			3	2	6	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	-9	-	厚さは20m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。			ICTの漏れ				
						幅 W	-25	-										幅 W	-25	-								
						延長 L	-50	-										延長 L	-50	-								
						平坦性	-	-	3mプロフィールメーター(σ) 2.4mm以下 直読式(足付き)(σ) 1.75mm以下	幅は、延長20m毎に1箇所の割とし、延長20m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を定めることができる。								平坦性	-	-	3mプロフィールメーター(σ) 2.4mm以下 直読式(足付き)(σ) 1.75mm以下	幅は、延長20m毎に1箇所の割とし、延長20m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を定めることができる。						

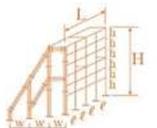
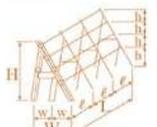
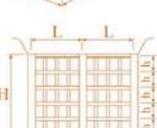
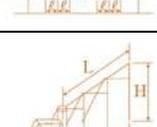
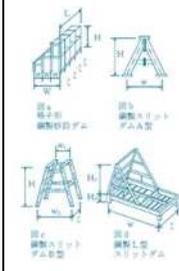
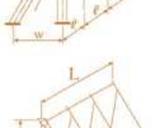
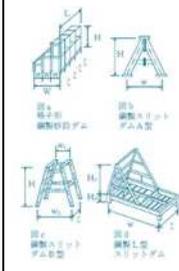
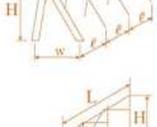
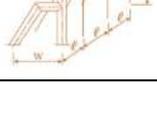
改定 (赤…改定)										現行 (青…改定及び修正箇所)										改定理由			
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由	
3	2	7	7	7	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。			3	2	7	7	7	7	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。			図修正
					杭 径 D	設計値以上	全本数	全本数															
					打込長さ h	設計値以上	全本数	全本数															
3	2	7	8	8	締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	サトドレーン、袋詰式サトドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。		※余長は、適用除外	3	2	7	8	8	締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	サトドレーン、袋詰式サトドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。		※余長は、適用除外		
					位置	D/8以内	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)															
					改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)															
3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 第8編 固結工 (スラリー攪拌工) 編」による管理の場合	基準高 ▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認			3	2	7	9	2	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「施工履歴データを用いた出来形管理要領 (固結工 (スラリー攪拌工) 編) (案)」による管理の場合	基準高 ▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認			諸基準類の改定
						位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)										全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)					
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)										工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)					
						改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)										全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)					
3	2	10	10	10	地中連続壁工 (柱列式)	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長20mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		D: 杭径	3	2	10	10	10	地中連続壁工 (柱列式)	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長20mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		D: 杭径	図修正	
						連壁の長さ l	-50	変位は施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。									変位は施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。						
						変位 d	D/4以内																
						壁体長 L	-50																

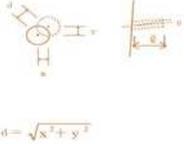
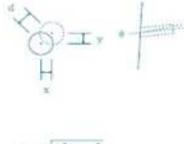
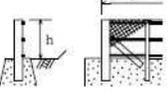
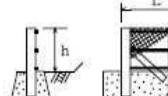
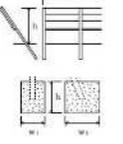
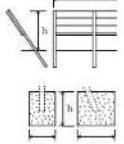
改定 (赤…改定)										現行 (青…改定及び修正箇所)										改定理由			
編	章	節	条	技	工	測	規	測	摘	編	章	節	条	技	工	測	規	測	摘				
番			番	番	種	定	格	定	要	番			番	番	種	定	格	定	要				
3	2	16	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	電 気 船	200ps	-800~+200			3	2	16	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	電 気 船	200ps	上限	下限			
							500ps	-1000~+200										500ps	+200	-800			
							1000ps	-1200~+200										1000ps	+200	-1000			
							250ps	-800~+200										250ps	+200	-1200			
							420ps	-1000~+200										420ps	+200	-800			
							600ps	-1000~+200										600ps	+200	-1000			
							1350ps	-1200~+200										1350ps	+200	-1200			
							幅											-200	幅				-200
							延 長											-200	延 長				-200
3	2	16	3	2	浚渫船運転工 (グラフ浚渫船)	基 準 高 ▽	+200以下			3	2	16	3	2	浚渫船運転工 (グラフ浚渫船)	基 準 高 ▽	上限 +200						
						幅	-200									幅	-200						
						延 長	-200									延 長	-200						
3	2	18	2	18	床版工	基 準 高 ▽	±20			3	2	18	2	18	床版工	基 準 高 ▽	±20						
						幅 w	0~+30									幅 w	0~+30						
						厚 さ t	-10~+20									厚 さ t	-10~+20						
						鉄筋のかぶり	設計値以上									鉄筋のかぶり	設計値以上						
						鉄筋の有効高さ	±10									鉄筋の有効高さ	±10						
						鉄筋間隔	±20									鉄筋間隔	±20						
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10									上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10						

注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。

改定 (赤…改定)										現行 (青…改定及び修正箇所)										改定理由										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由								
6	河川編	1	築堤・護岸	7	法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			6	河川編	1	築堤・護岸	7	法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	-30	各格子間の中央部1ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			修正		
									高さ h	-30													高さ h	-30						
6	河川編	1	築堤・護岸	10	水制工	8		杭出し水制工	基準高 ▽	±50	1組毎			6	河川編	1	築堤・護岸	10	水制工	8		杭出し水制工	基準高 ▽	±50	1組毎			図修正		
									幅 w	±300													幅 w	±300						
									方向	±7°													方向	±7°						
									延長 L	-50													延長 L	-50						
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	6	護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高 ▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			7	河川海岸編	1	堤防・護岸	6	護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高 ▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			修正		
									法長 ℓ	ℓ < 3m													-50	法長 ℓ					ℓ < 5m	-50
									ℓ ≥ 3m	-100													ℓ ≥ 5m	-100						
									厚さ t	t < 100													-20	t < 100					-20	
									t ≥ 100	-30													t ≥ 100	-30						
									裏込材厚 t'	-50													裏込材厚 t'	-50						
									延長 L	-200													延長 L	-200						
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	5	突堤本体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラスト高での 砕石、砂	±100	各室中央部1ヶ所			7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラスト高での 砕石、砂	±100	各室中央部1ヶ所			修正				
									コンクリート	±50											コンクリート	±50								
									壁厚 t1	±10											壁厚 t1	±10								
									幅 w	+30, -10											幅 w	+30, -10								
									高さ h1	+30, -10											高さ h1	+30, -10								
									長さ L	+30, -10											長さ L	+30, -10								
									底版厚さ t2	+30, -10											底版厚さ t2	+30, -10								
									フーチング高さ h2	+30, -10											フーチング高さ h2	+30, -10								

改定 (赤…改定)										現行 (青…改定及び修正箇所)										改定理由	
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所
8	1	8	4		コンクリート堰堤 本体工	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所にて測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		ICT	8	1	8	4		コンクリート堰堤 本体工	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所にて測定。		ICT
						天端幅 w_1, w_2	-30														
						水通しの幅 l_1, l_2	± 50														
						堤長 L_1, L_2	-50														
8	1	8	6		コンクリート側壁工	基準高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		ICT	8	1	8	6		コンクリート側壁工	基準高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は測点に直角な水平延長を測定。		ICT
						幅 w_1, w_2	-30														
						長さ L	-50														
8	1	8	8		水叩工	基準高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		ICT	8	1	8	8		水叩工	基準高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		ICT
						幅 w	-100														
						厚さ t	-30														
						延長 L	-50														

改定 (赤…改定)										現行 (青…改定及び修正箇所)										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。			8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L 格	±50	(備考) 格：格子型鋼製砂防ダム A：鋼製スリットダム A型 B：鋼製スリットダム B型 L：鋼製スリットダム L型			修正 図修正
						堤長 ℓ	±10															
						堤幅 W	±30															
						堤幅 w	±10															
						高さ H	±10															
						高さ h	±10															
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。			8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 ℓ 格・B・L	±10	(備考) 格：格子型鋼製砂防ダム A：鋼製スリットダム A型 B：鋼製スリットダム B型 L：鋼製スリットダム L型			修正 図修正
						堤幅 W 格	±30															
						堤幅 w 格・B・L	±10															
						堤幅 w A	±5															
						高さ H 格・B・L	±10															
						高さ H A	±5															
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。			8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L 格	±50	(備考) 格：格子型鋼製砂防ダム A：鋼製スリットダム A型 B：鋼製スリットダム B型 L：鋼製スリットダム L型			修正 図修正
						堤長 ℓ	±10															
						堤幅 W	±30															
						堤幅 w	±10															
						高さ H	±10															
						高さ h	±10															
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。			8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L 格	±50	(備考) 格：格子型鋼製砂防ダム A：鋼製スリットダム A型 B：鋼製スリットダム B型 L：鋼製スリットダム L型			修正 図修正
						堤長 ℓ	±10															
						堤幅 W	±30															
						堤幅 w	±10															
						高さ H	±10															
						高さ h	±10															
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。			8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L 格	±50	(備考) 格：格子型鋼製砂防ダム A：鋼製スリットダム A型 B：鋼製スリットダム B型 L：鋼製スリットダム L型			修正 図修正
						堤長 ℓ	±10															
						堤幅 W	±30															
						堤幅 w	±10															
						高さ H	±10															
						高さ h	±10															
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。			8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L 格	±50	(備考) 格：格子型鋼製砂防ダム A：鋼製スリットダム A型 B：鋼製スリットダム B型 L：鋼製スリットダム L型			修正 図修正
						堤長 ℓ	±10															
						堤幅 W	±30															
						堤幅 w	±10															
						高さ H	±10															
						高さ h	±10															
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。			8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L 格	±50	(備考) 格：格子型鋼製砂防ダム A：鋼製スリットダム A型 B：鋼製スリットダム B型 L：鋼製スリットダム L型			修正 図修正
						堤長 ℓ	±10															
						堤幅 W	±30															
						堤幅 w	±10															
						高さ H	±10															
						高さ h	±10															
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。			8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L 格	±50	(備考) 格：格子型鋼製砂防ダム A：鋼製スリットダム A型 B：鋼製スリットダム B型 L：鋼製スリットダム L型			修正 図修正
						堤長 ℓ	±10															
						堤幅 W	±30															
						堤幅 w	±10															
						高さ H	±10															
						高さ h	±10															

改定 (赤…改定)										現行 (青…改定及び修正箇所)										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ϕ	設計値以上	全数			8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ϕ	設計値以上	全数			図修正
10	1	11	4		落石防止網工	幅 w	-200	1 施工箇所毎		ICT	10	1	11	4		落石防止網工	幅 w	-200	1 施工箇所毎		ICT	
						延長 L	-50	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。														
10	1	11	5		落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		ICT	10	1	11	5		落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		ICT	
						延長 L	-50	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。														
10	1	11	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		ICT	10	1	11	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		ICT	
						延長 L	-50	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。														
					基礎	幅 w_1, w_2	-30	基礎 1 基毎								基礎	幅 w_1, w_2	-30	基礎 1 基毎			
						高さ h	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。									高さ h	-30				

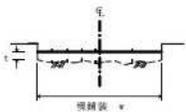
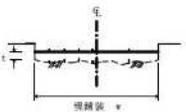
改定 (赤…改定)											現行 (青…改定及び修正箇所)											改定理由								
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要						
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)											個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)										
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±40	-	基準高は片側延長20m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長80m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±40	-	基準高は片側延長20m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長80m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			修正	
						厚さ	t<15cm	-30										-10	t<15cm	-30										-10
							t≥15cm	-45										-15		t≥15cm										-45
						幅	-50	-										幅	-50											-
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	基準高、幅は、片側延長20m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長80m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	基準高、幅は、片側延長20m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長80m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工				
						幅	-25	-										幅	-25	-										
						基準高▽	±20	-										基準高▽	±20	-										

改定 (赤…改定)								現行 (青…改定及び修正箇所)								改定理由							
編	章	節	条	技	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	技	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由	
10	2	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎1基毎			10	2	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎1基毎			ICT	
						高 さ h	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。															
10	2	9	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基			10	2	9	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基			ICT	
								「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。															
10	2	12	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0~+50	接続部間毎に1箇所			10	2	12	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	±30	接続部間毎に1箇所			修正	
						延 長 L	-50	接続部間毎で全数											接続部間毎で全数				
10	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。			10	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。			ICT	
						厚 さ t	-20	箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。											箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。			図修正	
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20	なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)											なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)				
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来											ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来				
						高 さ h	-50	支保部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は寄座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。											支保部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は寄座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。				
						天 端 長 ϕ_1	-50																
						敷 長 ϕ_2	-50																
						橋脚中心間距離 ϕ	±30																
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50																
						支 保 部 アン カー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10~-20	アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。										アンカーボルト孔の箱抜き規格値の平面位置は寄座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。				
							平面位置	±20															
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下															

改定 (赤…改定)								現行 (青…改定及び修正箇所)								改定理由																																																																																																																																																		
編	章	節	条	技	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	技		工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																																																																																																																																												
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9 2		橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両 端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道 路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元 計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」で規定する出来形計測性 能を有する機器を用いることがで きる。(アンカーボルト孔の鉛直 度を除く) ただし、「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案)」に基づ き出来形管理を実施する場合は、 同要領に規定する計測精度・計測 密度を満たす計測方法により出来 形管理を実施することができる。			10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9 2		橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両 端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道 路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元 計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」で規定する出来形計測性 能を有する機器を用いることがで きる。(アンカーボルト孔の鉛直 度を除く) ただし、「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案)」に基づ き出来形管理を実施する場合は、 同要領に規定する計測精度・計測 密度を満たす計測方法により出来 形管理を実施することができる。			10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9 2		橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚 さ t	-20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両 端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道 路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元 計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」で規定する出来形計測性 能を有する機器を用いることがで きる。(アンカーボルト孔の鉛直 度を除く) ただし、「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案)」に基づ き出来形管理を実施する場合は、 同要領に規定する計測精度・計測 密度を満たす計測方法により出来 形管理を実施することができる。			10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9 2		橋脚躯体工 (ラーメン式)	天 端 幅 w_1	-20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両 端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道 路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元 計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」で規定する出来形計測性 能を有する機器を用いることがで きる。(アンカーボルト孔の鉛直 度を除く) ただし、「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案)」に基づ き出来形管理を実施する場合は、 同要領に規定する計測精度・計測 密度を満たす計測方法により出来 形管理を実施することができる。			10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9 2		橋脚躯体工 (ラーメン式)	敷 幅 w_2	-20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両 端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道 路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元 計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」で規定する出来形計測性 能を有する機器を用いることがで きる。(アンカーボルト孔の鉛直 度を除く) ただし、「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案)」に基づ き出来形管理を実施する場合は、 同要領に規定する計測精度・計測 密度を満たす計測方法により出来 形管理を実施することができる。			10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9 2		橋脚躯体工 (ラーメン式)	高 さ h	-50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両 端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道 路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元 計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」で規定する出来形計測性 能を有する機器を用いることがで きる。(アンカーボルト孔の鉛直 度を除く) ただし、「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案)」に基づ き出来形管理を実施する場合は、 同要領に規定する計測精度・計測 密度を満たす計測方法により出来 形管理を実施することができる。			10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9 2		橋脚躯体工 (ラーメン式)	長 さ l	-20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両 端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道 路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元 計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」で規定する出来形計測性 能を有する機器を用いることがで きる。(アンカーボルト孔の鉛直 度を除く) ただし、「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案)」に基づ き出来形管理を実施する場合は、 同要領に規定する計測精度・計測 密度を満たす計測方法により出来 形管理を実施することができる。			10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9 2		橋脚躯体工 (ラーメン式)	橋脚中心間距離 ℓ	± 30	橋軸方向の断面寸法は中央及び両 端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道 路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元 計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」で規定する出来形計測性 能を有する機器を用いることがで きる。(アンカーボルト孔の鉛直 度を除く) ただし、「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案)」に基づ き出来形管理を実施する場合は、 同要領に規定する計測精度・計測 密度を満たす計測方法により出来 形管理を実施することができる。			10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9 2		橋脚躯体工 (ラーメン式)	支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両 端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道 路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元 計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」で規定する出来形計測性 能を有する機器を用いることがで きる。(アンカーボルト孔の鉛直 度を除く) ただし、「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案)」に基づ き出来形管理を実施する場合は、 同要領に規定する計測精度・計測 密度を満たす計測方法により出来 形管理を実施することができる。			10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9 2		橋脚躯体工 (ラーメン式)	支 承 部 アン カ ボ ル ト 箱 抜 き 規 格 の 値	計画高	+10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規 格値の平面位置は各座の中心では なく、アンカーボルトの箱抜きの 中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜 きを橋軸方向、橋軸直角方向で十 字に切った2隅で計測。 			10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9 2		橋脚躯体工 (ラーメン式)	平面位置	± 20	支承部アンカーボルトの箱抜き規 格値の平面位置は各座の中心では なく、アンカーボルトの箱抜きの 中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜 きを橋軸方向、橋軸直角方向で十 字に切った2隅で計測。 			10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9 2		橋脚躯体工 (ラーメン式)	アンカボルト孔の 鉛直度	1/50以下	支承部アンカーボルトの箱抜き規 格値の平面位置は各座の中心では なく、アンカーボルトの箱抜きの 中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜 きを橋軸方向、橋軸直角方向で十 字に切った2隅で計測。 			10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9 2		橋脚躯体工 (ラーメン式)																								
						10 道 路 編	3 橋 梁 下 部										8 鋼 製 橋 脚 工	10 2										橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ∇										± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両 端部、その他は寸法表示箇所。																					10 道 路 編	3 橋 梁 下 部										8 鋼 製 橋 脚 工	10 2											橋脚架設工 (門型)										基 準 高 ∇	± 20										橋軸方向の断面寸法は中央及び両 端部、その他は寸法表示箇所。												10 道 路 編	3 橋 梁 下 部										8 鋼 製 橋 脚 工	10 2											橋脚架設工 (門型)	橋脚中心間距離 ℓ	± 30	橋軸方向の断面寸法は中央及び両 端部、その他は寸法表示箇所。			10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10 2		橋脚架設工 (門型)	支間長及び 中心線の変位	± 50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両 端部、その他は寸法表示箇所。			10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10 2		橋脚架設工 (門型)

図修正

図修正

改定 (赤…改定)										現行 (青…改定及び修正箇所)										改定理由					
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要		
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)											個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)					
10	14	4	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を變えることができる。			10	14	4	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を變えることができる。			ICT	
					厚さ t (オーバーレイ)	-9											厚さ t (オーバーレイ)	-9							
					幅 w	-25											幅 w	-25							
					延長 L	-50											延長 L	-50							
					平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下										平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						